

産業雇用安定助成金

企業の事業活動を促進し雇用機会の増大など雇用の安定を図るため、在籍型出向による労働者のスキルアップや、新型コロナウイルス感染症の影響等による事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が従業員の雇用維持や事業再構築を支援するための制度です。

※助成金の詳細につきましては、厚生労働省HP「産業雇用安定助成金」ガイドブックをご確認ください。

雇用維持支援コース

【対象となる事業主】

新型コロナウイルス感染症の影響等を受け、従業員の雇用維持を目的として在籍型出向により従業員を送り出す事業主（出向元事業主）、また当該従業員を受け入れる事業主（出向先事業主）

【助成内容】

出向に要する初期経費、出向期間中の賃金及び諸経費の一部を助成

出向初期経費	各 10 万円/1 人当たり ※各5万円加算あり		
出向運営経費	解雇等なし	9/10（中小企業）	3/4（中小企業以外）
	解雇等あり	4/5（中小企業）	2/3（中小企業以外）
上限額	12,000 円/日		

スキルアップ支援コース

【対象となる事業主】

労働者のスキルアップを在籍型出向により行い、出向から復帰後 6 か月間の各月の賃金を出向前と比較していずれも5%以上上昇させた出向元事業主

【助成内容】

労働者の出向期間中賃金のうち出向元事業主が負担した額の一部を最長1年まで助成

助成率	2/3（中小企業）	1/2（中小企業以外）
助成額	以下のいずれか低い額に助成率をかけた額（最長1年まで） イ 出向労働者の出向中の賃金のうち出向元が負担する額 ロ 出向労働者の出向前の賃金の1/2の額	
上限額	8,490円/1人1日当たり ※令和5年8月1日現在	

事業再構築支援コース

【対象となる事業主】 ※事業再構築補助金（中小企業庁）の応募書類を提出し、交付決定を受けていること

新型コロナウイルス感染症の影響等を受け、新たな事業への進出等の事業再構築を行い、当該事業再構築に必要な新たな人材を雇い入れる事業主

【助成内容】

労働者に支払われた賃金の一部に相当する額を6か月ごとに助成

助成額	280 万円/人（中小企業）	200 万円/人（中小企業以外）
助成対象期間	1 年	